

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

合併等の組織再編、公開買付け、MBO等に関する適時開示実務上の取扱いの見直しについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、合併、会社分割、株式交換及び株式移転（以下「合併等」という。）の組織再編行為や公開買付け等（MBOの場合を含む。以下同じ。）については、上場会社の株式の価値や支配権に直接影響を及ぼし得るものであることからこれまでも適時適切な開示をお願いしてまいりました。

近年、これらの行為が著しく増加するとともに、その態様が多様化している状況に鑑みると、これらの行為が行われる場合に、株主・投資者が的確にその内容を理解して投資判断を行うためには、個々の行為の態様に応じて、投資判断上の重要性が高い事項について適切な説明が行われることの重要性がより高まっている状況にあると考えられます。こうしたことを背景に、証券取引法令も改正され、公開買付け等や合併等に係る法定開示の充実が図られることとなりました（平成18年12月13日施行）。

当取引所といたしましても、これらの行為の投資判断情報としての重要性に鑑み、本日、当取引所社長名にて、上場会社代表者各位に対して、「合併等の組織再編、公開買付け、MBO等の開示の充実に関する要請」（平成18年12月14日付名証自規第1060号）をいたしたところです。

当取引所では、これらを踏まえて、合併等及び公開買付け等に関する適時開示実務上の取扱いの見直しを行うことといたしました。

この見直しは、下記の観点から、合併等及び公開買付け等に関する適時開示の際に開示資料への記載を要請している開示事項等について、所要の修正を行うものです。

合併等の際における開示について、合併等の比率の重要性に鑑み、合併等の比率算定の概要を記載するなど、合併等の比率の相当性等に関する説明を充実する（従来から、第三者機関によって作成された合併比率算定書の内容を含め、合併等の比率の決定に際して考慮した重要な要素について、可能な限り詳細に記述することを求めておりましたが、抽象的な表現であったことから、より適切な開示を促すため、具体的な表現に改めたものです。）。

公開買付けや意見表明等の際における開示について、法定開示制度における公開買付け届出書・意見表明報告書の記載内容の充実等を踏まえて、公開買付けの目的、公開買付けに関する意見の理由等に関する説明を充実する。

MBO、親会社による公開買付け又は親会社との合併等の際における開示について、対価の

公正性や株主との利益相反に関する投資者の関心が高い事案であることに鑑み、対価の公正性や株主との利益相反回避措置等に関する説明を充実する。

公開買付け又は合併等によって上場廃止となることが見込まれる場合における開示について、上場廃止は株主に重要な影響を与えるものであることに鑑み、上場廃止を目的とする理由等に関する説明を充実する。

いわゆる二段階買収の場合における開示について、二段階目の合併等の行為に関する透明性の向上を図る。

なお、今回の見直しにあたっては、合併等の組織再編行為について一定規模以下の場合や連結子会社を対象とする簡易組織再編に該当する場合等は簡便な開示で足りることとする、合併等による業績への影響の見通しについて影響が軽微な場合にはその旨のみの記載で足りることとするなど、上場会社における実務負担に配慮し、情報の重要度を踏まえた適時開示となるよう見直しを行っています。

上場会社各社におかれましては、本通知の趣旨及び内容について十分ご理解をいただくとともに、合併等の組織再編、公開買付け、MBO等の重要性に鑑み、これらの行為について適時適切に開示していただくようお願い申し上げます。

なお、当面は、具体的な開示にあたっては、名証の上場管理担当者まで開示内容について事前相談していただきますようお願い申し上げます。

当取引所としては、今後とも、上場会社を取り巻く状況や会社情報の開示の実務などを踏まえ、必要な見直しを随時行っていきたいと考えております。上場会社各社におかれても、今後とも、適切な情報開示に向けて、前向きに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

今回の見直しの概要及び適用時期は、下記のとおりです。見直し後の開示事項及び開示上の注意事項等の詳細については、別紙「見直し後の開示事項及び開示上の注意事項等（会社情報適時開示ガイドブック記載内容の見直し）」をご参照ください。

記

〔見直しの概要〕

1. 合併・会社分割・株式交換・株式移転に関する開示の充実

(1) 合併等の比率の算定根拠等

- ・ 合併等の比率の「算定根拠等」について、以下に掲げる事項の記載を求めることとします。

「算定の基礎」として、比率算定の概要を含む比率を決定するに至った考え方についてのわかりやすく具体的な説明

「算定の経緯」として、算定の際に算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。以下同じ。）の意見を聴取した場合には、当該意見を踏まえて合併等の比率を決定するに至った経緯についてのわかりやすく具体的な説明

「算定機関との関係」として、算定の際に算定機関の意見を聴取した場合において、当該算定機関が当事会社のいずれかの関連当事者に該当するときは、当該算定機関から意見を聴取することとした理由及び関連当事者に該当する事由

(2) 当事会社間の関係等

- ・ 「関連当事者への該当状況」として、相手会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由の記載を求めることとします。
- ・ 「取引関係」として、当事会社間の取引に加え、当事会社のグループ間の取引や当事会社の一方と他方の役員又は支配株主（議決権の過半数を有する株主をいいます。）との取引のうち重要な取引がある場合には、可能な範囲での記載を求めることとします。

2. 公開買付け等に関する開示の充実

(1) 上場会社が公開買付けを行う場合の開示

- ・ 公開買付け開始の決定時の開示において、買付け等の価格の算定根拠等について、公開買付け届出書と同等の記載を求めることとします。このほか、公開買付け届出書の様式改正を踏まえた開示事項の充

（備 考）

- ・ 合併等の組織再編行為について一定規模以下の場合や連結子会社を対象とする簡易組織再編に該当する場合等は簡便な開示で足りることとします。

- ・ 比率算定の概要とは、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）などをいいます。また、市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間及び当該期間を用いた理由、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いた場合は、比率算定の前提とした利益計画で大幅な増減益を見込んでいるときは、利益計画の概要説明と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件の記載を含むものとします。

算定機関の名称及び意見の概要を含むものとします。

実を行うこととします（買付け等の目的、対象者の請求に基づく延長の可能性の有無、公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容、投資者が応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報、対象者について公表されていない重要な事実を知っている場合におけるその内容等）。

また、1.(1)と同様の「算定機関との関係」及び1.(2)と同様の「当事会社間の関係等」の記載を求めることとします。

- ・ 対象者からの意見表明報告書により質問がなされた場合、それに対する回答の決定時にも、開示を行うこととします。

(2) 上場会社が公開買付けの対象者である場合の開示

- ・ 公開買付開始時に、その旨の開示を行うものとします。
- ・ 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示において、公開買付けに関する意見の理由、会社の支配に関する基本方針に係る対応方針、公開買付者に対する質問、公開買付期間の延長請求の有無、投資者が応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報、対象者について公表されていない重要な事実を知っている場合におけるその内容等について、意見表明報告書と同等の記載を求めることとします。
- ・ 公開買付者から対質問回答報告書の提出時にも、開示を行うものとします。

3. 上場廃止を目的とする公開買付け・合併等又はMBO、親会社による公開買付け・合併等に関する開示の充実

(1) 上場廃止を目的とする公開買付け・合併等における開示

- ・ 上場会社が上場廃止を目的とする公開買付けに関して賛同の意見表明をする場合又は上場会社が対象者の上場廃止を目的とする公開買付けを行う場合は、通常の場合の開示事項に加えて、以下に掲げる事項の記載を求めることとします。

上場廃止となる見込みがある旨

上場廃止を目的とする公開買付けに賛同する理由（上場会社が公開買付けを行う場合にあっては、上場廃止を目的とする理由）

公開買付者と対象会社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

- ・ 上場会社が自社の株式が上場廃止となる見込みがある合併等を行う場合は、通常の場合の開示事項に加えて、以下に掲げる事項の記載を求めることとします。

上場廃止となる見込みがある旨

上場廃止を目的とする理由

合併等の比率の公正性を担保するための措置

・ (1), (2)の双方に該当する場合は、それぞれで求められている開示事項をあわせて記載していただくこととなります。

・ 上場廃止を目的とする公開買付け・合併等については、算定機関が買付け等の価格又は合併等の比率に関する見解を記載した書面の提出を求めることとします。

・ 合併等の対価が他の上場株式（名証以外の証券取引所に上場している株式を含む。）である場合には、のみ記載を求めることとします。

(2) M B O又は親会社による公開買付け・合併等における開示

- ・ 上場会社が、自社の株券等に対するM B O (役員による公開買付け(役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって役員と利益を共通する者による公開買付けを含む。)をいう。)に関して賛同の意見表明をする場合は、通常の場合の開示事項に加えて、以下に掲げる事項の記載を求めることとします。

公開買付者が公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置

利益相反を回避する措置

- ・ 上場会社が、親会社による自社の株券等に対する公開買付けに関して賛同の意見表明をする場合は、通常の場合の開示事項に加えて、上記 ～ に掲げる事項の記載を求めることとします。
- ・ 上場会社が上場子会社に対する公開買付けを行う場合は、通常の場合の開示事項に加えて、上記 ～ に掲げる事項の記載を求めることとします。
- ・ 上場会社が親会社又は上場子会社と合併等を行う場合は、通常の場合の開示事項に加えて、上記 ～ に掲げる事項の記載を求めることとします。

(3) 二段階買収

- ・ 公開買付けの後、株式交換その他の行為を行うことにより、上場会社を買収する予定がある場合には、予定している二段階目の株式交換その他の行為に関する透明性の向上に努めるよう配慮していただき、原則として、以下に掲げる事項を記載することが望ましい旨明示することとします。

二段目の株式交換その他の行為の予定時期

完全に買収される手段及びその対価

一段目 (公開買付け) の買付価格と二段目 (株式交換等の行為) の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由

4 . その他

- ・ 合併等の組織再編行為について一定規模以下の場合や連結子会社を対象とする簡易組織再編に該当する場合等は、開示事項及び記載する内容を省略した、簡便な開示で足りることとします。
- ・ 会社情報適時開示ガイドブックについて、開示事項別に開示・記載上の注意事項を示すことや行為の様態に応じて開示事項を整理するなど形式を見直すこととします。
- ・ 合併等の組織再編行為及び公開買付け等を行った後の見通しについて、従前、合併等の後の業績の見通しを開示することとしていました

- ・ M B O又は親会社による公開買付け・合併等については、算定機関が買付け等の価格又は合併等の比率に関する見解を記載した書面の提出を求めることとします。

が、合併等による業績への影響の見通しについての開示に変更することとします。また、業績への影響が軽微な場合は、その旨を記載することで足りることとします。

- ・ 合併等の組織再編行為における会計処理の概要について、のれんが少額である場合、その旨を記載することで足りることとします。
- ・ その他、所要の見直しを行います。

〔適用時期〕

- ・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け及び公開買付けに関する意見表明等に関する取扱いについては本日以降の開示から適用します。
- ・ 合併等の組織再編行為に関する取扱いは、平成 19 年 1 月 15 日(月)以降の開示から適用します(それまでの間においても、自社の判断で、本通知の内容を踏まえた開示をすることも可能です。)

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ(上場監理担当)
TEL : 0 5 2 - 2 6 2 - 3 1 7 4
E-mail : syoken@nse.or.jp